

令和2年（2020年）

女子野球普及と地域活性化を目指す

女子野球タウン認定 公募要項

令和2年（2020年）9月1日

一般社団法人全日本女子野球連盟

女子野球タウン認定について

1. 公募内容について

(1) 趣旨

これまで女子野球選手は、環境がなく競技をあきらめ、他競技へ移行したり、スポーツ自体を辞めてしまうことが多くあったが、近年軟式、硬式野球共に女子野球の環境が向上し、競技人口が増加している。しかしながら、全国的な普及は充実しておらず、選手の競技継続が困難な地域も多く存在する。

当連盟は女子野球を普及振興してくださる市区町村とタッグを組み、女子野球の普及のみならず、市区町村のPRや地域の活性化を共に行っていき相互の発展を考える。

また、女子野球を通じて国際社会の共通目標として掲げられているSDG's (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標)の中の「5」と「11」を推進し、女子野球および市区町村の社会的貢献も目指していく。



女子野球を通じて
ジェンダー平等の実現



女子野球を通じて、女性の活躍
地位向上を目指し、住みやすい
活気がある街づくり

(2) 目的

本事業の目的は、

- 市区町村が一般社団法人全日本女子野球連盟と情報交換を行い、双方のリソースを最大限に生かし、女子野球の普及振興を行うと同時に、女子野球を通じて地域のシティープロモーションやまちづくりを推進する。
- SDG's に掲げられている「ジェンダー平等を実現しよう」「住み続けられるまちづくりを」に焦点を当て、野球はみんなが楽しめ、女子選手も高い競技力を追求できるスポーツであり、女性がよりよい環境で競技を続けていけることを地域で応援することで、地域の意識が変わり双方のエンパワーメントを行う。
- 女子野球というコンテンツと地域のコンテンツを融合させた新たな事業開拓や取り組みを推進する。

(3) 女子野球タウンの定義

「女子野球タウン」は、規定された基準を満たし、一般社団法人全日本女子野球連盟が公式に「女子野球タウン」と承認した市区町村をいう。

II. 対象者

下記の意志がある全国の市区町村。但し当連盟理事会が適当と認めた場合には、この限りではない。

- ・本事業に賛同し、女子野球をシティープロモーションとして活用し応援する強い意志・熱意がある
- ・女子野球を通じて、女性の社会貢献やジェンダー平等に賛同し、貢献できる
- ・女子野球と認定タウン双方の発展を考え、未来構想を共に創造できる
- ・双方で構築した未来構想、スポーツ政策プランなどを遂行できる
- ・別紙の表にあるタウン認定基準を満たしている、もしくは満たすことができる

※申請は市区町村の首長がおこなわなければならない。

III. 公募対象となるプログラム内容

(1) 認定タウンにおける内容

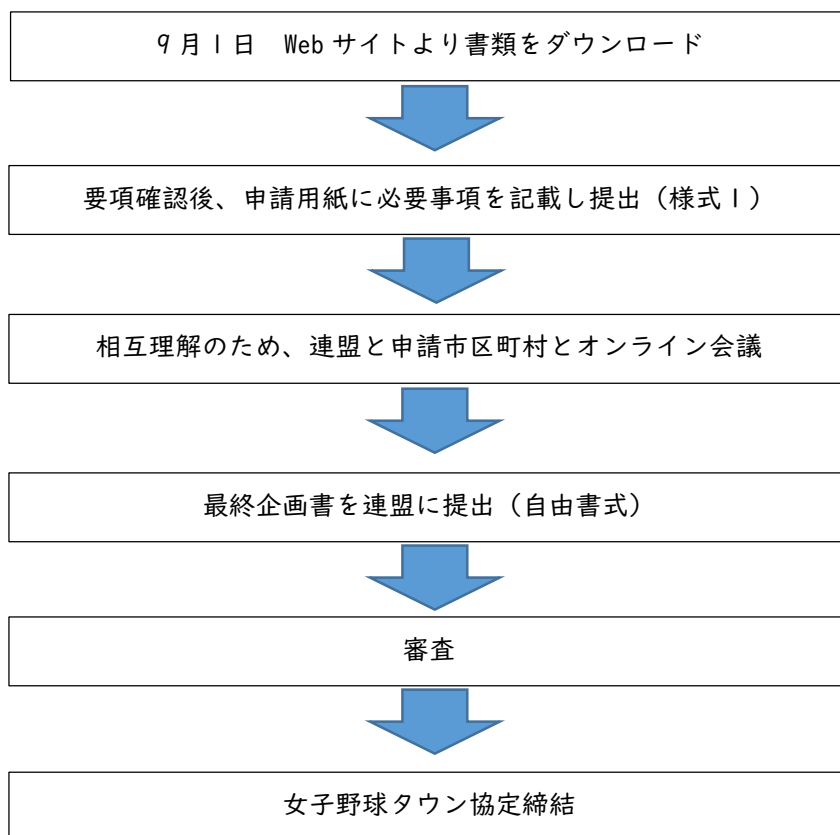
- ・女子野球を起用したシティープロモーションプラン
- ・認定タウンにおける女子野球のビジョンや普及活動計画
- ・大会誘致やイベントの企画実施
- ・女子野球の競技施設の充実化計画（女子トイレ、更衣室開設、修繕など）
- ・女子野球と共に、女性の地位向上、活躍できる場の創出についての計画（セミナー、講習会など）
- ・タウンの特産物など、タウンがもつリソースと女子野球を起用した新たな事業展開プラン
- ・タウンの特性を生かした女子野球とのコラボレーション企画
- ・その他オリジナル企画の提案

(2) プログラム認定に関わる支援内容

- ・女子野球の情報提供
- ・タウン認定におけるコンサルタント、アドバイス
- ・野球教室、セミナーなどのサポート
- ・チーム創部のサポート
- ・大会やイベントの実施時のサポート
- ・コラボレーション企画、オリジナル企画への協力
- ・女子日本代表（マドンナジャパン）の派遣
- ・その他認定タウンが必要とするサポート

IV. 申請について

(1) 申請手順



(2) 申請者

申請は市区町村の首長が行う

(3) 申請書類について

- ・ 申請書（様式1） 当連盟ウェブサイト（<https://www.wbfj.jp/> より様式をダウンロード）
- ・ 市区町村の特徴や取り組みがわかる PR 資料など（ウェブサイトのリンクでも可）
- ・ その他アピールとなる資料など（任意）（自由書式）

(4) 提出先ならびに問い合わせ先

申請書はメールで提出とする。メールでの提出が困難な場合は下記まで郵送も可。

申請時メールの件名は「●●●女子野球タウン認定申請書類」とし、●●●の中には市区町村名を入れる。

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-22-8 名取ビル 9 階

一般社団法人全日本女子野球連盟 事務局

メールアドレス： staff@wbfj.jp

V. 認定について

(1) 認定基準

別紙の「認定基準表」内の「必須1、2」は必ず遂行しなければならない。

表内の認定基準「1」～「4」の項目のうち、2項目以上を遂行しなければならない。

なお各認定基準「1」～「4」内に付随する小項目はすべてクリアすることで、1項目をクリアすることになる。

必須2において、連盟および市区町村でミーティングをし、構築した内容を最終企画書として提案する。

(2) 認定期間

女子野球タウンの認定期間は、調印日から5年間とする。

(3) 女子野球タウン認定料

女子野球タウン認定料は徴収しない。

VI. ヒヤリング、モニタリング、評価

女子野球連盟担当者が、女子野球タウン認定された市区町村に対しモニタリング、ヒヤリングを実施。年に1度、連盟と認定タウンで活動内容や成果についての評価を実施する。

VII. ロゴについて

認定された市区町村は、女子野球タウンロゴを使用しプロモーション活動を行う。

以下は、当連盟ロゴをベースにしたタウンロゴで、下部のリボン内に都市名を入れることができる。



また、タウンロゴと自治体のロゴを融合させる、自治体の特色をプラスしたロゴにする等、コラボレーションロゴの制作も可能。

但し、事前に当連盟が承認したものとする。

別紙)

【認定基準表】

必須 1	シティープロモーションの一環として女子野球を活用すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・女子野球タウンの名称を市区町村のPRとして活用する ・職員の名刺、タウンのポスター等に女子野球タウンの名称やロゴを活用する ・PR制作物において女子野球およびロゴを取り入れる ・女子野球タウン協定締結時のPRの実施 ・女子野球タウンロゴを積極的に活用 ・シティープロモーションを最低5年間遂行する
必須 2	市区町村の特性を生かしたオリジナル企画の提案
基準 1	女子野球の大会誘致、実施をする、している
	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンにて実施する大会について市区町村の広報が協力する、もしくは協力している (大会告知、試合結果などを自治体のウェブサイトやSNSで展開する、もしくはしている) ・大会のポスターなど自治体の施設や駅等に掲出する、もしくはしている ・大会時の球場使用における待遇(使用料の減免等)を検討できる、もしくはしている ・地域の野球団体と連携し、大会運営における人員確保に協力できる、もしくはしている ・集客に協力する、もしくはしている ・その他大会における企画案の提案ができる、もしくはしている(盛り上げ案など)
基準 2	球場や付帯施設を女子野球に活用する、している
	<ul style="list-style-type: none"> ・女子野球全般に対し、球場や付帯施設の使用を優待する、もしくはしている(減免など) ・女子野球選手が使いやすい球場づくりを検討する、もしくはしている (安全性、女子トイレの充実や更衣室など) ・女子野球合宿、自主トレの積極的受け入れができる、もしくはしている ・女子野球チームが創立される場合、最大限協力できる、もしくはしている
基準 3	女子野球を通じ、地域の女性地位向上を考える活動をする、している
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性地位向上にむけて取り組みをする、している ・最低でも年1度、女子野球普及振興活動を市区町村主催で行う (例)女性指導者育成、地域の女性向上に関するセミナー、交流大会、野球教室など ・自治体が抱える問題において、女子野球が寄与できないことがないか、双方で検討する
基準 4	女子野球を通じ、地域で新たな収益構造を生み出す、もしくは生み出している
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特産物を女子野球もしくは選手を通じてPRする、もしくはしている ・地域の特徴と女子野球の特徴を生かした商品開発および販売等の企画 ・全日本女子野球連盟と共に、女子野球でスポーツ総合政策を行う